

**技術名称：石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術「NAS工法」****1. 審査証明対象技術****1.1 審査証明依頼者**

株式会社 ノブハラ興業  
代表取締役 宣原 定夫  
東京都新宿区西早稲田二丁目9番18号

**1.2 技術の名称**

石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術「NAS工法」

**1.3 技術の概要**

既存の建築物に施工されている石綿含有建築用仕上塗材（建築用下地調整塗材を含む）の石綿粉じんの飛散防止に十分配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術である。本工法の特徴は、集じん・排気装置を設置し、作業場所を負圧管理することで石綿繊維の外部への飛散を防止する技術である。

**2. 開発の趣旨**

既存の建築物に施工されている石綿含有建築用仕上塗材の除去に際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

**3. 開発の目標**

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

**4. 審査証明の方法**

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 石綿含有建築用仕上塗材除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び繊維状粒子（石綿繊維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料
- (4) 施工現場調査

**5. 審査証明の前提**

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

## 6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

## 7. 審査証明結果

本技術において、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

## 8. 留意事項及び付言

- (1) 作業員・管理者等に対して、石綿に関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。
- (2) 審査証明書交付日から概ね1年経過した時点の施工実績を（一財）日本建築センターに提出すること。審査委員会がその内容等について確認を行い、必要に応じて依頼者からのヒアリング、施工現場調査等を実施する。なお、不適切な事項が認められた場合は、審査証明を取り消し、その旨を公表することがある。

## 9. 審査証明経緯

2022年7月21日付けで新規に依頼された本技術について技術審査を行い、2022年11月17日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5年間（2027年11月16日まで）とする。